

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年1月20日

支出負担行為担当官

帯広開発建設部長 空閑 健

1. 工事概要

- (1) 工 事 名 一般国道241号 足寄町 南7条舗装補修外一連工事
(電子入札対象案件) (電子契約対象案件)
- (2) 工事場所 北海道足寄郡足寄町ほか
- (3) 工事内容
本工事は、一般国道241号足寄町南7条、上士幌町上士幌東2線において舗装補修を行うものである。

工事の概要数量

【南7条工区】工事延長	L= 613.0 m	
(主要工種)	(細目工種)	(数量)
路面切削工	路面切削	A= 6,740 m ²
舗装工	表層 (再生密粒度As)	A= 6,740 m ²
区画線工	区画線	N= 1 式
【上士幌工区】工事延長	L= 900.0 m	
(主要工種)	(細目工種)	(数量)
路面切削工	路面切削	A= 1,550 m ²
舗装工	表層 (再生密粒度As)	A= 1,550 m ²
区画線工	区画線	N= 1 式

- (4) 工 期 工事の始期から 170 日間
(但し、 令和8年3月31日 (工事着手期限) までに工事を開始すること。)
- (5) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て、紙入札方式に代えることができる。
- (7) 本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムにより難しい場合は、紙方式に代えるものとする。
- (8) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）提出の際に、申請書のみを受領し、入札時に競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型Ⅱ型）の試行工事である。
- (9) 本工事は、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
- (10) 総価契約単価合意方式の適用
 - ア 本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。
 - イ 本方式の実施方式としては、

(7) 単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。（イ）において同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）

(イ) 包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）

があり受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、アの協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。

ウ 受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。

エ その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

(11) 本工事は、発注者から工事費内訳書を配布する試行工事である。

(12) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、『南7条工区』『上士幌工区』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の工事」である。

(13) 本工事は、企業の技術力審査・評価を効率化するため、入札公告、申請書等の提出期限、入札、開札及び落札者決定のそれぞれについて、同一日に行う複数の工事において資料を共通化して審査を行う一括審査方式の試行対象工事である。

本工事のほかに下記に記載する他の試行対象工事に同時に参加を希望する場合は、いずれかの工事において資料及び別記様式 6 を提出し、資料を提出しない他の工事においては、入札説明書で示す別記様式 6 を資料に代えてそれぞれ提出すること。ただし、申請書については、参加を希望する工事ごとに提出すること。詳細は入札説明書による。

なお、本試行対象工事においては、配置予定技術者の申請は1名のみ（経常建設共同企業体の場合にあっては、各構成員1名）とし、対象工事ごとに別々の技術者を申請すること及び本試行対象工事間での監理技術者の兼務は認めない。

また、落札決定は、次のイの順に行い、本試行対象工事のいずれかの工事を落札した場合は、落札した工事以降に落札決定する工事の入札は無効とする。

本試行対象工事及び 落札決定通知予定 は以下のとおりとする。

ア 通知年月日 令和8年3月4日 （予定）

イ 通知時刻 ①一般国道241号 足寄町 南7条舗装補修外一連工事
14時00分（予定）

②一般国道242号 陸別町 川上舗装補修外一連工事
14時30分（予定）

③一般国道242号 足寄町 上斗伏舗装補修外一連工事
15時00分（予定）

ウ 通知年月日及び通知時刻を変更する場合は別途連絡するが、通知年月日等を変更した場合でも落札決定の順番は変えないものとする。配置予定技術者が上記以外の工事を落札したことにより配置できなくなった場合は、速やかに申し出ること。

(14) 本工事は、入札書と資料の同時提出を行う工事である。

(15) 本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事（施工者希望Ⅱ型）である。

- (16) 本工事は、施工者が原則 1 技術以上の新技術を選定したうえで活用を図る新技術活用工事である。
- (17) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
- (18) 本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。
- (19) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して完全週休 2 日（土日）及び月単位の週休 2 日の取り組みについて協議する工事である。なお、完全週休 2 日（土日）及び月単位の週休 2 日が未達成の場合または完全週休 2 日（土日）及び月単位の週休 2 日の取り組みを希望しない場合においても、通期の週休 2 日による施工を行わなければならない。
- (20) 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。
- (21) 本工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン」の試行対象工事である。
- (22) 本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する対象工事である。
- (23) 本工事は、受注者の協力の下、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、賃金・労働時間・労務費の実態を調査する試行工事（受注者希望方式）である。

2. 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者又は、当該者を構成員とする経常建設共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 単体として北海道開発局における工事区分「舗装」に係る令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を B 等級若しくは格付特例 B 等級（令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格において、競争環境の変化の経過措置として認められた格付特例をいう。）として受けていること、又は経常建設共同企業体として B 等級の決定を受けていること。

なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再決定を受けていること。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成 22 年度以降から公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した次の要件を満たす工事を施工した実績を有すること（経常建設共同企業体の場合は、当該共同企業体として、又は構成員のいずれか 1 社が施工実績を有すること）。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。なお、当該実績が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が 65 点未満のものを除く。

道路法上の道路における、アスファルト系舗装（車道部）工事の施工実績を有すること。

- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること（共同企業体の場合は全構成員が配置できること）。

ただし、本工事は、受注者が工事の始期を発注者が指定する工事着手期限までの間で設定することができる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監

理技術者の配置を要しない。

また、建設業法第26条第3項本文及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は当該技術者は専任でなければならないが、建設業法第26条第3項第1号の要件を全て満たす場合には他の工事と、建設業法第26条の5第1項の要件を全て満たす場合には営業所技術者又は特定営業所技術者と兼務することができる。

兼務に関する詳細は関係法令等によるものとする。

なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

ア 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれか1社が上記の資格を有する者を配置することとし、その他の構成員については、2級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。

イ 上記(4)に掲げる工事の経験を有する者であること。ただし、経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれか1社の主任技術者又は監理技術者が上記(4)に掲げる工事の経験を有していればよい（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、当該経験が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局が発注した工事のうち入札説明書に示すものにかかる経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

ウ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了履歴を有する者であること。ただし、技術資料提出期限日において、監理技術者資格者の申請手続き中である場合は、申請済みであることが確認できる資料の写し等を開札日の前日までに提出すること。

(6) 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号）に基づく指名停止を受けていないこと（共同企業体の場合は、全構成員が該当しない者であること。）。

(7) 次に掲げる要件を満たす工事成績を有すること。

また、単年度の受注実績しかない場合は、その年度の工事成績評定点の平均点とし、ア、イ又はウに掲げる受注実績がない単体又は共同企業体の構成員の工事成績評定点は65点とみなす。

$$(\text{過去2年度の工事成績の合計点}) \div (\text{過去2年度の工事件数})$$

※小数第2位以下切捨て小数第1位まで

ア 単 体

令和5年度及び令和6年度に完成した北海道開発局発注工事（工事区分「舗装」）に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。

イ 共同企業体

令和5年度及び令和6年度に完成した北海道開発局発注工事（工事区分「舗装」）に係る工事成績評定点が全構成員の平均点で65点以上であること。

ウ 令和5年度及び令和6年度の実績がない場合は、令和3年度及び令和4年度に完成した北海道開発局発注工事（工事区分「舗装」）に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。
令和3年度及び令和4年度の実績がない場合は、令和元年度及び令和2年度に完成した北海道開発局発注工事（工事区分「舗装」）に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。
令和元年度及び令和2年度の実績がない場合は、平成29年度及び平成30年度に完成した北海道開発局発注工事（工事区分「舗装」）に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。
平成29年度及び平成30年度の実績がない場合は、平成27年度及び平成28年度に完成した北海道開発局発注工事（工事区分「舗装」）に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。

なお、実績無しの企業は65点の平均点とする。

- (8) 本工事に係る設計業務等の受託者、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係若しくは人的関係がないこと（入札説明書参照。）。
- (10) 北海道内に本工事を施工するために必要な建設業許可を受けている本店を有すること（共同企業体の場合は全構成員が有すること。）。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (12) 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。
- (13) 本試行対象工事は、1（13）イに記載の工事間を除き監理技術者（専任特例2号）の配置を認める。

3. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価の方法

本工事の総合評価落札方式は、以下の方法により落札者を決定する方式である。

ア 入札説明書に示した競争参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与する。

イ 資料に示された実績により最高42.5点の加算点を与える。

評価項目は次のとおり。

(ア) 企業の能力等に関する事項

(イ) 配置予定技術者の能力に関する事項

(ウ) 賃上げの実施表明

ウ 入札説明書等に記載された内容を実現できると認められる者に、その確実性に応じて、評価項目ごとに0～15点の範囲で「施工体制評価点」を与える。

評価項目

(ア) 品質確保の実効性

(イ) 施工体制確保の確実性

エ 得られた「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件、入札の評価に関する基準等については入札説明書において明記する。

(2) 落札者の決定

入札参加者は価格をもって入札する。入札価格が予定価格の制限の範囲内である者の「標準点」に「加算点」及び「施工体制評価点」を加えた点数をその入札価格で除して評価値を算出する。評価値が、標準点(100点)を予定価格で除した数値を下回らない者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒080-8585 北海道帯広市西5条南8丁目

北海道開発局帯広開発建設部契約課入札スタッフ

電話0155-67-4181（契約課入札スタッフ直通）

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

入札説明書は、令和8年1月20日から令和8年2月13日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）

を除く毎日、9時00分から18時00分（最終日は入札書受付締切予定時刻である12時00分）まで、電子入札システムにより交付する。

ただし、紙入札により参加を希望する場合は、入札説明書を記録するためのCD-R及び返信用封筒（表に申請者の郵便番号、住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金に相当する切手を貼った角形2号封筒とする。）を同封し、下記に郵送（簡易書留に限る。）又は託送（簡易書留と同等のものに限る。）により申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

ア 申込日時 上記に同じ。

イ 申込先 上記4(1)に同じ。

(3) 申請書及び資料の提出期間及び提出方法

ア 申請書

令和8年1月20日 9時00分から 令和8年2月3日 12時00分までに、原則として電子入札システムにより提出すること。

イ 資料

4(5) 【入札日時】に同じ。

提出方法については入札説明書参照。

(4) 入札を行うために必要な公示用設計書、図面等の交付期間及び交付方法

入札を行うために必要な公示用設計書及び図面等については、

令和8年1月20日 から 令和8年2月13日 までの休日を除く毎日、9時00分から18時00分（最終日は入札書受付締切予定時刻である12時00分）まで、電子入札システムにより交付する。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、 令和8年2月13日 12時00分までに、原則として電子入札システムにより、提出すること。

開札は、 令和8年3月4日 9時00分

帯広開発建設部入札執行室 において行う。

(6) 落札の決定

落札の決定は、 令和8年3月4日 を予定する。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行帯広代理店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 帯広開発建設部）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 帯広開発建設部）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、受注者は、契約の締結と同時に契約の保証を付すこと。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、上記3(2)に定めるところに従い評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことと

なるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- (5) 配置予定監理技術者等の確認 落札者決定後、C O R I N S 等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、申請書の差し替えは認められない。
- (6) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約するときは、専任の監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照。）。
- (7) 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。
また、前払金においては請負代金額の10分の2以内とする。
- (8) 契約書作成の要否 要。
- (9) 開札後に施工体制の確認に関してヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに関して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照。）。
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
- (11) 一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も上記4(3)により申請書及び資料等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (12) 受注者の責めにより、評価内容を遵守することができない場合は、工事成績評定点から減点する。
- (13) 本工事について、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、工事完了後に行う工事コスト調査に係る資料を公表するものとする。
- (14) 詳細は、入札説明書による。